

沖縄県移住受入協議会設立趣意書

I 設立趣旨・目的

急速な少子高齢化の進展を背景として「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同法に基づき策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標のひとつとして「東京圏から地方への新しいひとの流れをつくる」こととしている。

一方、沖縄県では、平成26年3月に「沖縄県人口増加計画」を策定し、人口が増加基調にある現段階から積極的な人口増加施策を展開しており、自然増を拡大するための取組、社会増を拡大するための取組、離島・過疎地域の振興に関する取組を施策の大きな柱としている。

そのなかで、社会増拡大の取組として「UJIターンの環境整備」、離島・過疎地域において「Uターン・移住者の増加」等を図るための施策を進めており、離島・過疎地域を含む県全体でバランスのとれた人口の維持・増加を目指している。

都市部等へ転出後再び出身地に戻る者（Uターン者）及び都市部等から出身地以外の地に移り住む者（I・Jターン者）（以下「移住者等」という。）を持続的に受け入れて地域の活性化につなげていくためには、県及び移住者等受入に取り組む市町村とともに、移住者等の受入に協働して取り組む民間団体等とも連携を図り、情報や課題を共有し、課題解決に向けて効率的・効果的な取組を進めることが必要となっている。

そのため、県及び市町村と民間団体等が連携・協働して移住・定住を促進するための組織として、沖縄県移住受入協議会を設立する。

II 協議会が取り組む事項

- 1 移住者等受入促進に関する情報等の収集・共有
- 2 移住者等受入促進に関する調査・研究
- 3 移住者等受入に係る情報等の発信
- 4 一体的な取り組みが必要な施策等の検討・実施
- 5 まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき国が実施する施策等との連携
- 6 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

III 協議会の構成

- 1 県及び移住者等の受入に取り組む市町村又はこれから取り組もうとする市町村
 - 2 移住者等受入に関係する民間団体、事業者及びNPO法人等
 - 3 移住者等受入に関して知見を有する者
 - 4 その他、協議会が必要と認める者
- （※2～4は協議会設立後検討を行う。）

IV 協議会の役員

- 1 会長は、沖縄県企画部企画調整統括監をもって充てる。
- 2 副会長は、協議会において選出する。